

ホワイトバレエスタジオ使用規約

第 1 条(使用規約について)

ホワイトバレエスタジオ(以下、「スタジオ」という)のご利用頂くにあたり、下記の規約を遵守しスタジオを使用することを確認していただきます。

第 2 条(反社会的勢力の排除)

使用者は次の各号の事項を確約する。

- 1.自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- 2.使用目的が暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するためや、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと

第 3 条(予約・申し込み)

1.使用申し込みは、本規約に同意の上、運営者が使用を承諾した場合に可能となる。

2.使用の予約は、電話、メールでは受けつける。

.予約可能な使用営業日は原則、12月29日から1月4日以外年中無休とする。但し、設備の点検などのために、臨時休館する場合を除く。

第 4 条(使用料金の支払い方法)

1.使用者は使用料金を運営者が指定する方法により、使用前までに支払う。支払いに要する振込料などの費用は使用者の負担とする。

2.使用者は使用料の支払いがあるまでスタジオには入室できない。

3.管理者が受領した金銭は第 6 条に定めるものの他はいかなる場合でも返金しない。

第 5 条(使用時間及び使用料金)

1.使用時間は午前 9 時から 午前 24 時までとする。

2.使用料金は別紙に定める。

第 6 条(キャンセル・変更)

1.使用契約は、使用者より解約の申し入れがあった時に当然に終了する。変更の申し入れがあった場合には、当初の使用契約は当然終了し、新たな予約を行ったものとする。

2.キャンセル料(事務手数料を含む)は以下の通りとする。

- (1) 使用日をゼロ日として 8 日以前に解約申し入れがあった場合、使用料の 50%(消費税込み)
- (2) 使用日をゼロ日として 8 日未満に解約申し入れがあった場合、使用料の 100%(消費税込み)
- (3) 使用日当日に予約し、キャンセルした場合、使用料の 100%(消費税込み)

第 7 条(禁止事項)

使用者は下記の行為をしてはならない。これに反した場合には直ちに使用を禁止する。

- 1.法律を犯す行為、運営者もしくは第 3 者に対し、差別や不当な誹謗中傷名誉を毀損する行為。
- 2.本規約の使用目的、使用方法に反する行為
- 3.近隣、他の使用者に迷惑を及ぼし、当社スタッフの指示に従わないこと
- 4.公序良俗に反する行為の他、法令等に違反する行為。
- 5.喫煙室を除く建物内及び敷地内での喫煙をし、または、危険物を持ち込むこと。
- 6.使用者が暴力団その他反社会的団体並びにその構成員及び関係者をスタジオに入場させること。
- 7.壁、床、器具その他のスタジオ及び備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊などこれらを汚損する行為をすること。
- 8.ゴミを投棄し、騒音、振動、異臭を発生するなど等近隣に迷惑をかける行為をすること。
- 9.自転車、バイク、自動車を路上駐車すること。
- 10.興業目的での使用
- 11.関係諸官庁から中止を命ぜられる行為。

第 8 条(運営者の立入権)

運営者はスタジオの維持、保安及び管理等のために使用期間中いつでもスタジオに立ち入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、使用者は運営者に協力しなければならない。

第 9 条(不可抗力による使用不可能な場合の措置)

- 1.天災地変・テロ・疫病などの不可抗力その他運営者の責めに帰することができない事由によって、運営者が使用者にスタジオの使用を提供できなくなった場合には、使用契約は当然に終了する。
- 2.国、東京都、その他諸官庁による営業自粛の要請を受けて、運営者が営業を停止した場合には、前項に準じて使用契約は当然に終了する。
- 3.前 2 項の場合、使用者は未払いの使用料の支払を要さず、運営者は使用者より支払われた使用料金を速やかに返還する。
- 4.第 1 項、第 2 項の場合に、使用者は運営者に対し損害賠償その他何らの請求をすることができない。又、使用者が第 3 者との間で紛議が生じた場合には使用者自らの責任と負担にてこれを解決し、運営者に対し一切の迷惑をかけない。

第 10 条(使用者の損害賠償責任)

- 1.使用者及びその関係者がスタジオの使用に際して、諸施設を汚損し又は毀損したときは、使用者は運営者に対し、原状回復の費用その他運営者が被った損害を賠償する。
- 2.使用期間中、使用者が第 3 者に人身事故その他の損害が発生したときには、スタジオの施設上の問題に起因する場合を除き、使用者は自らの責任と費用で被害者の損害を賠償し、運営者に財産上その他一切の迷惑をかけない。

3.前項の場合、運営者が第3者より責任を追及され、第3者に損害賠償を行った場合には運営者は直ちに使用者に対し損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第11条(使用終了後の措置)

- 1.使用者は、使用終了後、スタジオを使用前の状態に戻して、使用期間満了時までには退出する。
- 2.使用者が使用時間満了までに原状回復を完了しなかったときには、使用者は運営者に対し、原状回復完了までの超過使用料金を支払い、運営者が被った損害を賠償しなければならない。また、使用者が原状回復を行わなかった場合には、運営者が使用者に代わって原状回復を行い、その費用を使用者が全額負担する。この場合、使用者は原状回復作業の結果及び費用について一切の異議を述べず、運営者に一切の請求をしない。
- 3.使用者は一切のごみを持ち帰ること。

第12条(運営者の免責事項)

- 1.運営者は使用期間中の「ホワイトバレエスタジオ」内での盗難事故、けがなどには責任を負わないものとする。
- 2.運営者は一時的な停電による使用の中断などが生じた場合には口頭または文書による使用者へのお詫び以外には一切の責任を負わないものとする。
- 3.地震・台風・自然災害その他運営者の責めに帰することができない事由に起因する被害に対し、運営者は一切の責任を負わないものとする。
- 4.スタジオ内における音漏れ、騒音に関して運営者は一切の責任を負わないものとする。
- 5.スタジオの設備の故障に関して運営者は応急措置及び速やかな修復復旧の責任を負うのみとする。

第13条(使用規約の変更)

- 1.運営者は以下の場合に、使用規約を変更することができる。
 - (1) 使用規約の変更が使用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 使用規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2.運営者は前項による使用規約の変更をするときは、変更後の使用規約の効力発生日の1ヶ月前までに使用規約を変更する旨及び変更後の使用規約の内容とその効力発生日を運営者ウェブサイトに掲示する。
- 3.変更後の使用規約の効力発生日以降に使用者がスタジオ使用の申し込みをしたときは、使用者は使用規約の変更に同意したものと見なす。

第14条(細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は運営者が定めるものとします。

第15条(附則)

規約は2021年5月1日より施行します。

名称及び所在地

名 称：ホワイトバレエスタジオ

所在地：東京都新宿区早稲田町 74-9 夏山ビル B1